

# 宮崎県業務継続計画

(西諸県地域版 BCP)

～「常在危機」への備えとして～



平成 25 年 3 月策定

平成 26 年 3 月改訂

平成 27 年 3 月改訂

平成 28 年 8 月改訂

平成 29 年 8 月改訂

令和 2 年 8 月改訂

令和 4 年 8 月改訂

令和 5 年 8 月改訂

令和 6 年 8 月改訂

令和 7 年 8 月改訂

宮 崎 県

## 目 次

	頁
はじめに . . . . .	1
B C Pの位置づけ等 . . . . .	2
用語の定義 . . . . .	4
第1章 地域版B C P策定の根拠と本庁版B C Pとの関係 . . . . .	6
1.1 地域版B C P策定の根拠 . . . . .	6
1.2 地域版B C Pと本庁版B C Pとの関係 . . . . .	6
第2章 大規模な災害等のシミュレーション . . . . .	7
2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか . . . . .	7
2.1.1 地震が発生したらどうなるか（開庁時）	
2.1.2 地震が発生したらどうなるか（閉庁時）	
2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか	
2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか . . . . .	11
第3章 事前に備えておくべきこと . . . . .	12
3.1 大規模な災害に対して必要なこと . . . . .	12
3.1.1 地震や火山噴火（開庁時）	
3.1.2 地震や火山噴火（閉庁時）	
3.1.3 その他の災害	
3.2 深刻な感染症に対して必要なこと . . . . .	21
3.2.1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく備え	
3.2.2 各所属において備えておくべきこと	
3.3 各地域での連携体制 . . . . .	24
3.3.1 情報の共有	
3.3.2 連携体制の確保	
第4章 非常時における業務の円滑な運営 . . . . .	26
4.1 初動対応 . . . . .	26
4.1.1 職員の留意事項	
4.1.2 非常時の初動対応	
4.2 非常時の業務運営 . . . . .	29
4.2.1 県庁非常時体制に移行した場合の対応	
4.2.2 西諸県地域B C P推進会議の設置	
4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施	
4.2.4 平常時からの備え	
4.2.5 庁舎が使用できない場合の対応	
第5章 地域版B C Pの推進と今後の展開 . . . . .	36
5.1 地域版B C Pの推進 . . . . .	36
5.1.1 計画内容の周知と進行管理	
5.1.2 本庁・他地域などとの協力体制	

5.2 今後の展開	37
5.2.1 計画内容の検証、見直し	
5.2.2 市町村や民間企業等への啓発・相談窓口	

## 【はじめに】

本県では、大規模な自然災害や深刻な感染症等に備えるため、平成24年7月に「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」の運用を開始した。これは、東日本大震災のように、極めて重大な危機事象が発生した際に、県民の生命や安全を守るために、県庁組織としてどのように対処すべきなのか、そのためには日頃からどのような備えを行っていけば良いのかといったことなどを取りまとめたものである。

この「宮崎県業務継続計画」の主なポイントは以下の3点である。まず、1点目は、重大な危機事象が発生した場合には、「県庁非常時体制」に移行し、通常業務を一旦全て停止した上で、職員全員で地域防災計画に定める災害対策業務（感染症の場合には各計画に定める対策業務）、BCPに定める応急業務、非常時優先業務の3つに全力で当たるということである。2点目は、そのような場合においても円滑に仕事が進められるよう、庁舎の耐震性の向上や電気、通信、上下水道等のインフラ整備を行っておくとともに、万一庁舎が使用できない場合には、代替施設として使用できるところを複数箇所確保しておくということである。3点目は、いかなる事態にも柔軟に対処できるよう、職員の思考力や行動力を育成し、組織全体の危機管理能力を高めていくとともに、この計画は決して十分なものではないとの認識のもとで内容を毎年度見直し、より万全なものとなるようバージョンアップを図っていくということである。

また、本庁のみならず、出先機関においても、各地方連絡協議会、県外事務所単位にそれぞれBCPを策定し、非常時に備える体制を構築しておくことと規定したところである。地域版BCPについても、基本的な考え方は本庁版BCPと同じであるが、出先機関においては、県民生活に密接な業務をより多く抱えており、非常時に果たすべき役割は非常に大きい。また、県外事務所においては、宮崎県出身者への対応や中央省庁、関係機関との調整など、県外事務所ならではの重要な役割を担っている。したがって、それぞれの地域に特徴的な課題への対応や職員の登庁体制の確保、国や市町村・関係機関との連携強化など、論点を十分に踏まえながら、計画を策定し、推進していく必要がある。

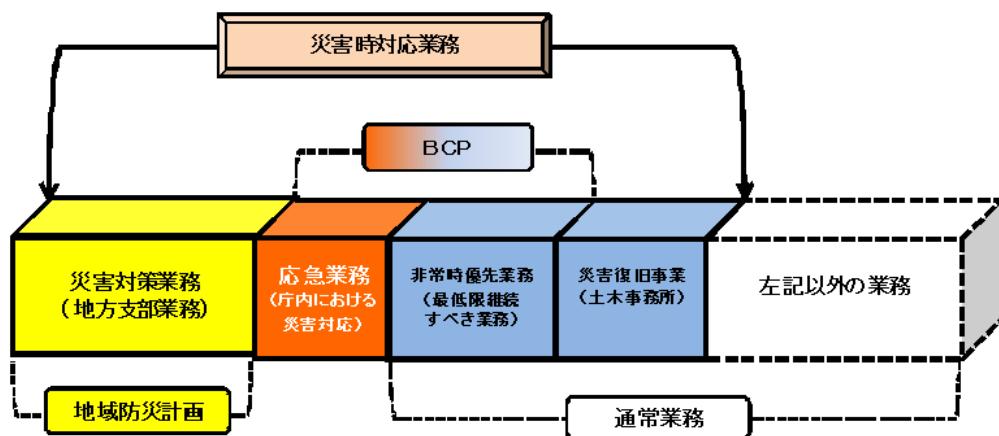
そのような観点から、この「宮崎県業務継続計画（西諸県地域版BCP）」を平成25年3月に策定し運用を開始した。職員一人ひとりが、非常時にどうすべきかを考えるきっかけとなり、各人の行動マニュアルとしての理解を深めておくとともに、組織全体が必要な備えを体系的、計画的にしっかりとを行い、万一の際には、その力を十分に發揮し、真に県民の役に立てるよう肝に命じることが大切である。

## BCPの位置づけ等

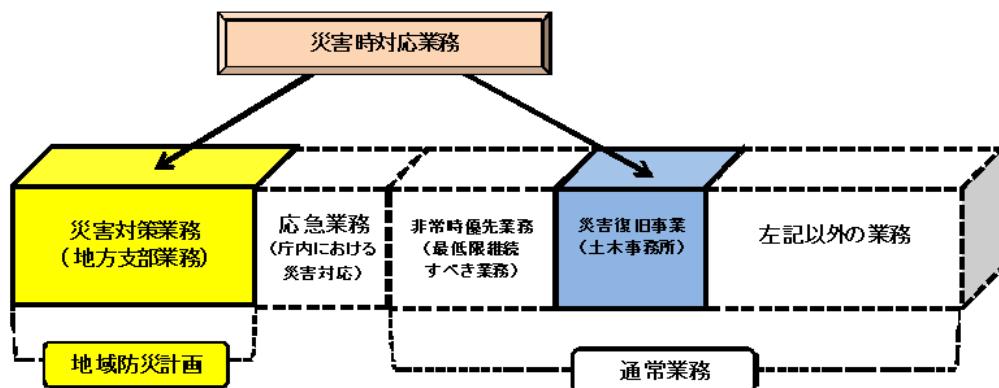
### 1 災害時対応業務との関係

#### (1) 県庁非常時体制に移行した場合

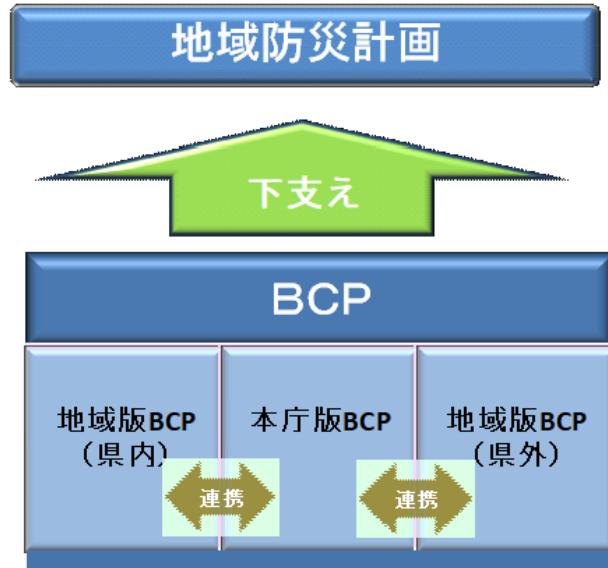
(※重大な危機事象が発生した場合で、非常時体制への移行は、本庁BCP推進会議が決定する)



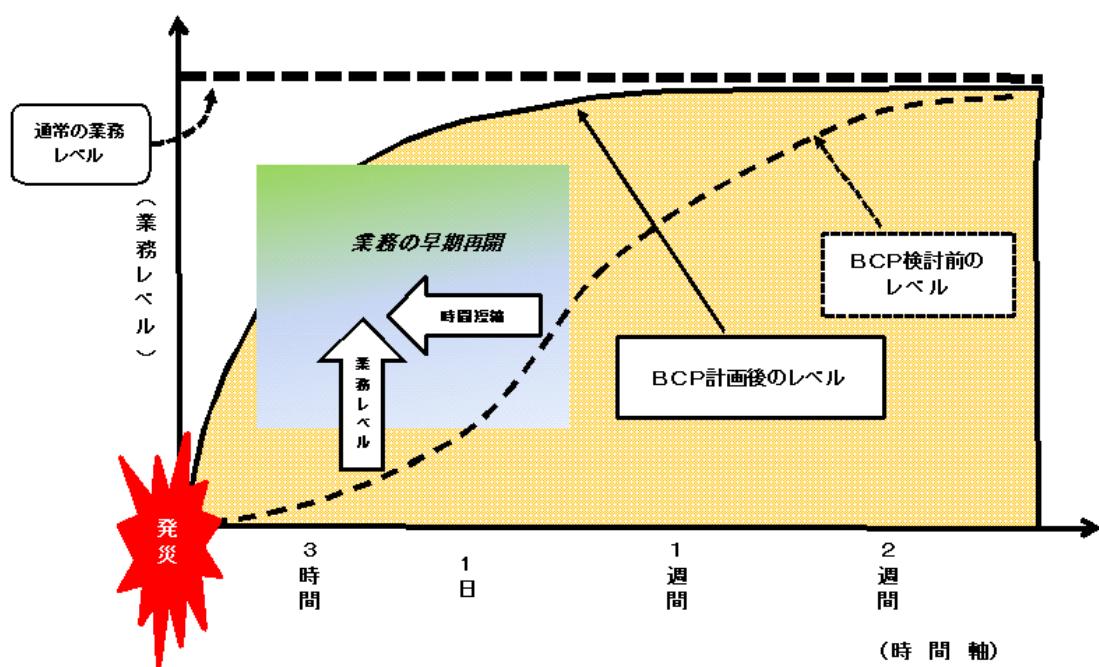
#### (2) 県庁非常時体制以外の場合



## 2 地域防災計画との関係



## 3 BCPの目指すイメージ



## 用語の定義

- 「B C P」  
Business Continuity Plan（業務継続計画）の略
- 「本庁版B C P」  
平成24年7月17日に運用を開始した「宮崎県業務継続計画（本庁版B C P）」をいう。
- 「本庁B C P推進会議」  
本庁版B C Pに規定する推進会議で、平常時からB C Pの推進や進行管理等を行うもの。
- 「本庁B C P推進会議事務局」  
本庁B C P推進会議の所管する事項等の調査や関係部局との調整等を行い、その庶務は、平常時は危機管理課に、県庁非常時体制においては総務課にて処理する。
- 「西諸県地域B C P推進会議」  
西諸県地域版B C Pに規定する推進会議で、平常時から西諸県地域版B C Pの推進や進行管理等を行う。
- 「西諸県地域B C P推進会議事務局」  
西諸県地域B C P推進会議の所管する事項等の調査や関係所属との調整等を行い、その庶務は、西諸県農林振興局総務課にて処理する。
- 「災害対策業務」  
地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に規定するもので、災害対策本部地方支部もしくは本部等の指揮により実施する業務をいう。
- 「応急業務」  
B C Pに規定するもので、上記災害対策業務以外の応急的な業務をいう。  
※例えば、庁舎内における死傷者の救護や搬送、庁舎内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応、庁舎内における各種インフラや情報通信システムの復旧など。
- 「非常時優先業務」  
B C Pに規定するもので、通常業務の中で優先的に実施すべき業務をいう。  
※例えば、住民の保護業務や各種相談業務など。

## ○「代替施設」

災害対策本部地方支部を設置する小林総合庁舎や他の庁舎が著しい損傷を受けたりするなど、業務を行うことができないと判断される場合に、当該庁舎の替わりに使用する施設をいう。

## ○「管内」

地方連絡協議会規程（平成19年訓令第2号）第2条に規定する設置区域をいう。

# 第1章 地域版BCP策定の根拠と本庁版BCPとの関係

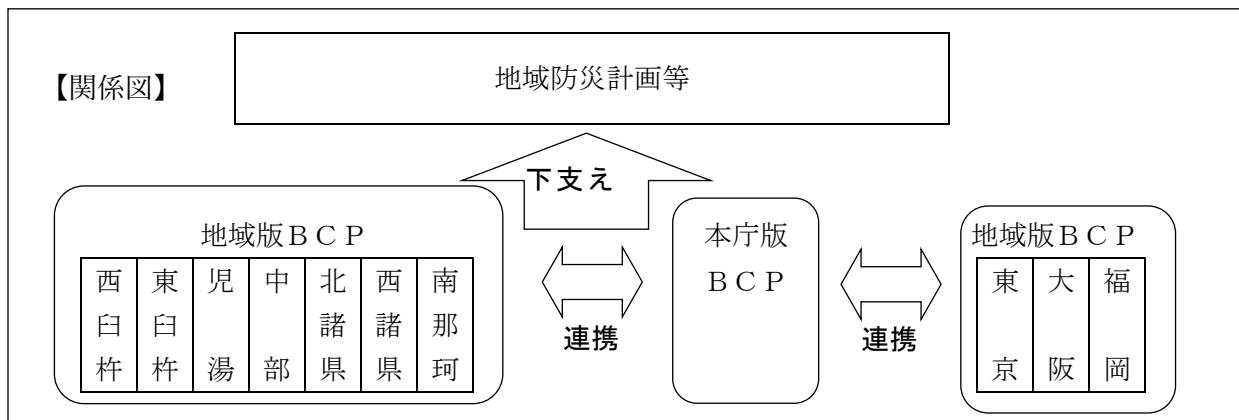
第1章では、まず、宮崎県業務継続計画（地域版BCP）（以下「地域版BCP」という。）を策定するに当たって、策定の根拠と宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）（以下「本庁版BCP」という。）との関係について整理する。なお、地域防災計画等との関係については、本庁版BCPに準じるものである。

## 1.1 地域版BCP策定の根拠

- 本県では、平成23年度からスタートした「みやざき行財政改革プラン」において、危機管理能力の強化（BCPの検討・整備を含む。）を新規に盛り込み、また、県議会においても、平成23年度の防災対策特別委員会での議論等を踏まえ、「宮崎県防災対策推進条例」の中に、県の責務として、BCPの策定が盛り込まれた。
- これを受け、本庁BCP推進会議において、平成24年7月17日に本庁版BCPが運用を開始したところである。
- 地域版BCPについては、本庁版BCP「第5章 BCPの推進と今後の展開」の「5.2.1 地域版BCPの今後の展開」に基づき、各地方連絡協議会単位、県外事務所単位にそれぞれ策定した。策定に当たっては、県の出先機関として本庁版BCPと連携して非常時に備える体制を構築する観点から、基本的な考え方は統一しているが、地域毎の体制や特性等を踏まえた形でそれぞれ整理し、策定している。

## 1.2 地域版BCPと本庁版BCPとの関係

本庁版BCPは、それ単独で大規模災害や深刻な感染症に対応できるものではなく、地域版BCPとも連携していくなければならない。また、大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づき、災害対策本部（以下「災対本部」という。）が本庁に設置されるとともに、各地域においても、災害対策本部地方支部（以下「地方支部」という。）が設置され、これらが連携して災害対応に当たることとされている。これらを踏まえ、地域版BCPは、本庁版BCPの地域計画として策定している。



## 第2章 大規模な災害等のシミュレーション

本庁版BCPにおいては、平成23年の東日本大震災の教訓から、被害想定にとらわれすぎるとかえって危険であることや、災害時の具体的な状況を想定して、予め対応を考えておくという作業が重要であることを踏まえ、通常BCPの策定で必要とされている「被害想定」をあえて前提とはせず、災害時の状況について具体的な物語を描き、必要な備えや対応策を検討することとした。

西諸県地域版BCPにおいても、本庁版BCPと同様に、それぞれの体制や特性等を反映した形で、具体的なシミュレーションを行ってみる。なお、地震については、いつ発生するかわからないため、開庁時と閉庁時に分けて考えてみることとする。

### 2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか

#### 2.1.1 地震が発生したらどうなるか（開庁時）

平日の昼間、職員は執務中であり、西諸県農林振興局の会議室では、市町村職員や地域の方を委員とする会議が開催され、小林県税・総務事務所には、住民が相談に訪れていた。突然、全職員の携帯電話に一斉に「緊急地震速報」が流れ、そのすぐあとに、これまでに経験したことがないような大きな揺れが襲ってきた。室内では書棚が倒れ、書類が雪崩落ち、窓ガラスも碎け散る。あちこちで悲鳴が聞こえた。2分あまり揺れただろうか。ようやくおさまって周囲を見たら、室内は散乱し、血を流している職員もいる。近くの給湯室からは火災も発生した。消火器を取りに行くが、足の踏み場もないくらいに執務室がぐちゃぐちゃで、あちこちから砂ぼこりのような煙が上がっている。どこに、どう連絡すれば良いのか。庁舎管理者である小林県税・総務事務所には、内線電話がなかなか通じない。負傷者の手当てはどうするのか。この分では救急車も来られないだろう。救急箱は確かに冷蔵庫の近くに置いていたはず。玄関口や会議室では、外部の方も負傷しているようだ。とにかく、初期消火を行い、一旦外に出なければ、建物は倒れなかつたが、中は危ない状況だ。

初期消火を行いながら、二人一組で負傷者を抱え、いったん屋外に出た。

### 2.1.2 地震が発生したらどうなるか（閉庁時）

休日のある日、宮崎市の自宅でテレビを見ていたら、突然「緊急地震速報」が流れたため、慌ててテーブルの下にもぐりこんだ。数秒後、これまで経験したことのないような大きな揺れが起り、窓ガラスが割れ、食器が飛び、タンスが倒れてきた。2分あまり揺れただろうか。ようやく収まって、家の中を見渡すと、家の中はめちゃくちゃな状態となっていた。近くの公園で遊んでいた子どもは大丈夫だろうか。買物に行った家族はどうなったか。長い揺れだったので、海溝型地震かもしれない。とすると、津波の危険性もある。幸い自宅は高台に購入していたが、家族が買物に行ったのは、低い地域のスーパーだ。

子どもが遊んでいた公園を窓から見たら、うずくまって泣いていたため、急ぎ子どものところに駆け付け、それから、防災メールを確認したところ、「西日本一帯で非常に大きな地震発生。震源域は紀伊半島沖から四国沖、日向灘に至る広い地域でマグニチュードは 9.0 と推定。各地で震度 6 強～7 を観測。大津波に厳重に警戒せよ。」と第一報を伝えてきた。続けて「職員安否確認メール」が受信表示された。

地域防災計画では、県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、職員は直ちに登庁して所定の配置に就くことになっているため、本来であれば、すぐに出勤しなければならない。しかし、職場は車で通勤している小林総合庁舎であり、このような状況での登庁はとても無理である。確かに、西諸県地方連絡協議会は、管内居住職員が 50 名程度いたはずであり、心苦しいが、しばらくの間は彼らに託すしかないと判断し、「職員安否確認メール」には3時間以上で登庁可能な旨送信した。そういううちに大津波警報が発令された。

被害状況を確かめるため、公民館近くまで歩いてみると、昭和 50 年代の住宅地ということもあり、古い家、特に高齢者が居住している家々を中心に倒壊し、ところどころから悲鳴や救助を求める声が聞こえた。この状況では救急車も消防も駆けつけられないだろう。今こそ自主防災、自助と共に地域ぐるみで助け合わなければならない。近所の方とは子どもを介して顔見知りでもあり、うまく連携できるはず。よく見ると、公民館には、土地の低い地域の方々が続々と避難を開始して来た。

幸い、買物に出ていた家族は近くまで帰ってきていた最中だったようであり、車が動けなくなつたため、乗り捨てて、歩いて帰ってきた。取り急ぎ、家族や子供に必要なことを伝え、自主防災組織の手伝いをした後には、とりあえず、本庁まで歩いて行くことを決めた。本庁まで 4 km、通常なら 1 時間で着くはず。そこで、情報収集や必要な指示を受けようと思った。そのため、「安否確認メール」に小林総合庁舎ではなく、本庁に 1 時間以内に登庁可能である旨を上書き送信するとともに、局長、次長、課長に携帯電話で本庁に向かう旨、一斉メールを送信した。

その直後、余震と思われる大きな揺れが起こった。

### 2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか

上記は、地震の場合であるが、自然災害では、このほかに大規模な台風や竜巻、火山の噴火などを想定しなくてはならない。台風の場合には、事前に備えることができる、災対本部等を設置した上で対応することになるが、西諸県地域では、その地形から大規模な風水害は想定しておくべきである。また、火山の噴火については、緊急の対応が必要になってくる。過去の歴史を振り返ってみると、以下のような重大な事態も想定される。

#### (大規模な風水害)

梅雨末期の7月、県内では、長雨に加え、集中豪雨が続いている。すでに、堤防の決壊などにより大規模な水害が発生している地域もある。民家の倒壊、流失ばかりでなく、床上、床下浸水の被害は1万棟を超えており、2004年に新潟・福島、福井を襲った集中豪雨災害では、16人の死者が出ており、そのうち13人は70~80歳代の高齢者であった。これら高齢者が亡くなったのは、すべてが家屋内の溺死であった。事前の情報もなく、突然押し寄せてきた濁流に対して、身を避けるいとまもなかったのである。あの災害は、高齢化社会の弱点を象徴する災害だったと言われている。このようなことが県内でも起こらないとは言えない。また、国土交通省によれば、県内には、深層崩壊の危険箇所が多くあるとされている。深層崩壊は、大雨によって、地下深くにまで大量の水がしみこみ、岩盤もろとも一気に崩れ落ちる現象で、崩壊の規模が大きいため、甚大な被害につながる恐れがある。

既に、たび重なる集中豪雨で、山間部では土砂災害が相次ぎ、上流側には天然ダムが少なくとも5箇所は形成されているとの情報があり、日ごとに水位も上昇していること。もし、せき止め部が決壊すれば、大規模な土石流が下流を襲い、大災害となることが予想される。また、山間部には集落が点在しており、特に過疎の進んだところでは、緊急時に速やかな行動のできない高齢者が集まっているだけでなく、孤立化の恐れもある。平成17年の台風14号による災害の経験から、各市町村では既にいち早い避難が進んでいる。

集落に限らず、要配慮者を抱える特別養護老人ホームや幼稚園、病院などとも連絡を取って今後の対応を協議しなければならないが、一般に、老人ホームのような施設は、市街地に土地を確保することが難しく、土砂災害の危険が潜在する山ぎわなどに建設されることが多い。国土交通省の調査によると、全国で土砂災害の危険がある地区に建てられている老人福祉施設や幼稚園、病院などは、約1万3,800箇所にものぼっているが、そのうち、砂防施設など防災工事が進められているのは、全体の31%にあたる約4,300箇所にすぎない。県内では、停電も相次いでおり、正確な情報が伝達されているか状況がはつきりしない。

そして、この時期には珍しく先週発生した超大型台風が宮崎県に上陸する予想も出されており、明日には強風域に、あさって早朝には暴風域に入る見込みと発表された。

### (大規模な火山噴火)

しばらく小康状態にあった新燃岳で、火山直下の地震が頻発はじめ、小規模な噴火が発生した。その後、火山直下の地震の増加や地殻変動などに変化がみられ、活動がさらに活発化していることから、気象庁から新燃岳の「噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）」が発表された。これを受け、地元の市町では、入山規制を行うとともに、危険地区の住民に対して避難指示を発令した。

3日後、新燃岳で大規模な爆発的噴火が発生した。マグマ水蒸気爆発と思われる。規模の大きな火碎流も発生した。マグマ水蒸気爆発は、マグマが地下の浅いところで地下水と触れることにより、多量の高圧水蒸気が発生して起こる爆発的な噴火のことであり、通常、乾燥状態のマグマ噴火よりも高圧水蒸気が関与している分爆発的になる。また、水蒸気爆発よりも規模が大きく、噴出物にマグマ破片が含まれることがある。

既に最初の噴火によって、大量の噴石が周辺の集落やホテル街に飛散し、あちこちで火災が発生しているようだ。また、火碎流により、相当の人的被害が出ている。噴煙は上空高く舞い上がり、南九州では一帯が厚い火山灰に覆われてしまった。道路も一般車両は通行不能となり、住民は自衛隊の車両で少しでも安全な場所へ避難。農作物は壊滅的な打撃を受け、住民の生活はマヒ状態になっている。

江戸時代の享保年間、1716年から翌年にかけて、新燃岳は約1年半にわたって活動を続けた。このときは、火碎流が発生して山腹を流下し、東麓にあたる現在の高原町周辺で、山林や神社、仏閣がほとんど消失、家屋600あまりが焼けて、6人の死者が出ている。

その後、次々と火口が開き、次の日には、御鉢火口やえびの高原の硫黄山でも噴火が始まり、御鉢でも「噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）」が発表された。

2000年3月に起きた有珠山の噴火では、噴火が終息するまでに開いた火口の数は、約70個に達しており、霧島連山は20あまりの火山の集まりであることを考えれば、他の山での噴火も警戒される。また、山腹に降り積もった大量の火山灰や噴石が、大雨とともに一気に流出し、土石流や泥流となって、集落を襲う危険性もある。

気象庁や専門家によると、噴火活動はしばらく続くとのことであり、県と市町では、国とも相談し、住民の遠隔地への長期集団避難を検討し始めた。

## 2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか

感染症で特に注意が必要だと言われているものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが何らかの原因で変異して人から人にも感染するようになった新型インフルエンザを例とする強毒性を有するウイルス感染症である。このような感染症が、万一、世界的に大流行となり、我が国、そして本県でも多数の患者が発生したらどうなるか。

毎年冬になると多くの渡り鳥が日本にやってくる。この鳥たちがウイルスの媒体となり、本県でも平成18年度に3箇所、平成22年度に13箇所、令和2年度に12箇所の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分等の防疫対策に追われた。そのような経験をもとに、鳥インフルエンザに最大限の警戒態勢を敷いていたところ、今月に入って、海外で人の新型インフルエンザが発生したとの報道があつた。国は、政府対策本部を立ち上げ、県も対策本部を設置し、帰国者・接触者外来設置等の対策を講じた。

かつて、1918年に発生したスペイン風邪も、鳥インフルエンザが変異して人のインフルエンザとして大流行したものであり、世界中で6億人が罹患し、4000万人を超える人が死亡。我が国でも2300万人が罹患し、38万人の人が亡くなつたとされている。新型インフルエンザが出現すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行となる可能性が高い。特に、今の時代は地球規模で人々の往来が活発になっており、あつという間に我が国でも広がってしまう。このため、政府は発生地域から帰国した人の検疫を強化したが、ウイルスは簡単にそれをすり抜け、国内でも患者が相次いで発生するようになった。

特に今回問題なのは、死亡率が非常に高いこと。スペイン風邪の2%を上回るペースで死者が発生しており、ひとたび発症すれば重症化の傾向が強い。このため、世界中でパニックが起き始めており、日本政府は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発し、緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県は、不要不急の外出の自粛等の緊急事態措置を講じた。

全国的に食料品や生活物資の不足、物流の停滞等が起き、国民生活にも大きな影響が現れ始めている。県は、国内での発生を受け、県内への感染拡大防止のための対策を講じた。

県内の発生を危惧し、医療機関からは、「多数の患者が押し寄せてきたらパンクしてしまう、医師や看護師等への感染が心配」といった声が強くなつてきている。命を守るはずの医療機関において、逆に感染の拡大が起こるようになつては、医療体制は崩壊してしまう。

企業でも役所でも、職員や家族が感染した場合には出勤させることはできない。職場内で感染が広がってしまうからだ。過去の事例からして、インフルエンザの流行は、数週間から数ヶ月の中長期にわたる可能性が高いが、この間、どうやってしのいでいくのか。経済活動や住民サービスは、どうなるのか。果たしてこの深刻な危機を乗り越えられるのか、国民の間には急速に不安が広がりつつある。

## 第3章 事前に備えておくべきこと

第2章のようなシミュレーションを踏まえ、第3章では、必要となる備えについて、項目毎に整理する。各所属においては、限られた人的資源と予算の中で、どのように備えておけば、災害に対して最大限に効果が発揮できるようになるか、災害を想像しながら、内容を十分に検討し、計画的に取り組んでいく必要がある。また、職員個人においても、自分でできることは積極的に取り組んでいく必要がある。

### 3.1 大規模な災害に対して必要なこと

#### 3.1.1 地震や火山噴火（開庁時）

##### (1) 地震の揺れに対する備え

###### ① 庁舎の耐震性の向上

- 地方支部が設置される小林総合庁舎は、建築基準法に定められた一定の耐震性を有しており、崩壊等の危険性は少ないとと思われるが、危機管理等の業務を行う庁舎には、通常の庁舎の1.5倍程度の強度が求められるのに対し、このレベルではなく、万一の際に使用できる保証はない。
- そこで、小林総合庁舎が使用できない場合に備えて、臨時庁舎として使用できる施設をリストアップし、可能な範囲で、計画的に整備していく必要がある。また、他の庁舎についても、臨時に使用できる施設について、必要性も含め検討しておく必要がある。

###### ② 外壁、廊下等からの危険物の落下・転倒防止

- 建物の外壁や看板、内部の天井や窓、照明、展示物、廊下に設置しているロッカー等について、落下や転倒する危険性がないかどうか調査を行い、必要な措置を講じておかなくてはならない。

###### ③ 室内の書棚等の転倒、備品等の落下防止

- 室内にある書棚やロッカー、プリンター等の電気製品や備品について、簡単に転倒したり落下したりしないよう措置しておかなければならぬ。特に、コピー機等の大型事務機器は大規模な地震の際には、その重量により重大な事故を引き起こす恐れがあるため、注意が必要である。
- 室内の高いところに書類や備品を置かないようにしなくてはならない。特に職員の座席背後には注意が必要である。
- さらに、窓ガラスやドアにはめ込まれているガラスについては、飛散防止フィルムを貼るなどの措置を講ずる必要がある。

**④ 危険回避スペースの確保**

- 地震に備えて事務机の下や会議用机の周辺等に危険軽減のための避難スペースを確保しておく必要がある。

**⑤ 地震発生時の安全確保**

- 緊急地震速報が発せられたり、初期微動が始まった場合に、自分の身をどうやって守るか、落下物や飛散物にも留意しながら、職員一人ひとりが考えておかなくてはならない。
- また、来庁者に対する安全確保の方法等について検討し、いざという時に動けるよう訓練をしておく必要がある。

**⑥ 各所属に固有の危害への対応**

- 各所属固有の機械や薬品等にも安全対策を講じる必要がある。

**(2) 火災発生に対する備え**

**① 危険性の認識と初期消火**

- 火災発生の危険性のある場所については、職員が十分に認識し、万一の際には、近くの職員が誰でもすぐに消火器や消火栓が使えるように、訓練しておかなければならぬ。

**② 早期の避難心得**

- 消火器及び屋内消火栓による初期消火にもかかわらず、火が天井まで上がって、火勢が強く、消火効果が乏しいと判断される場合、その他避難の時期を失するおそれがあると判断される場合は、いち早く避難できるよう、避難ルートや避難場所等を確認し、訓練しておかなければならぬ。
- 煙が広がった場合にはパニックになることも想定されるので、体を低くするなど、その時の対処方法をしっかりと理解しておく必要がある。
- 火災発生時には、落ち着いて安全に避難できるよう、日頃から避難ルートや避難場所の安全性の確認を行っておく事が必要である。

**(3) 火山噴火に対する備え**

**① 事前の準備**

- ハザードマップ(火山防災マップ)を見て噴火警戒レベルに対応する危険箇所を確認しておく。
- あらかじめ避難場所を確認しておく。

**② 情報の収集・伝達と避難誘導**

- 気象庁が発表する噴火予報や噴火警報等の火山情報をいち早く収集し、職員や来客者に伝達し、必要な場合は避難誘導を行う。

○開庁時には県職員のみならず、会議や相談等で多くの来客がある。また、各庁舎が避難場所に指定されていなくても、旅行者や周辺住民等が緊急避難してくることも考えられる。したがって、これらの人々をいかに安全に誘導し避難させるか、について検討しておかなければならない。

### ③ 公用車等の確保

○公用車については、災害時の重要な資源であり、災害対応で使用するため、可能な場合には、安全な場所に移動させることとする。そのため、日頃より、移動場所の選定、移動経路等を確認しておく必要がある。  
○また、公用車以外の活動・移動手段（レンタカー・タクシー等）についても、災害対策業務等を行うため、その確保について検討する必要がある。

## (4) 死傷者に対する備え

### ① 死傷者が少数の場合の対応

○死傷者が少数で、職員で対応することが可能な場合には、比較的軽傷の人については、予め定めておいた一時的な救護スペースで応急処置を行うか、タクシー等で外科等の医療機関へ搬送することが望ましい。  
○ただし、重傷者に対しては、救急車やタクシー等で救急病院に搬送する必要がある。すでに、心肺停止状態にあるときは、急ぎ、周囲の人に119番通報やAED（自動対外式除細動器）を持ってきてもらうよう依頼するとともに、直ちに心臓マッサージ（胸骨圧迫）を開始しなければならない。  
○そして、この心臓マッサージ（胸骨圧迫）や、AEDの設置場所・使用方法も含め、全職員がいざという時に適切な行動ができるよう訓練を受けておく必要がある。

### ② 死傷者が多数の場合の対応

○災害の規模が大きく、死傷者が多数の場合には、職員のみで対応することが不可能となる。救急車も来られない場合、火災が発生した場合など、その時々の状況に応じて適切に行動することが求められる。  
○そこで、一時的な救護スペースや、負傷者への応急処置や避難への手助けにあたる職員の体制を含め、具体的にどのように対応するかは、別に定める実施要領に具体的に記載し、西諸県地域BCP推進会議（後記）で決定しておく必要がある。  
○また、災害時には、助かる見込みのある重傷者から順に、あらゆる手段を使って、できるだけ早く医療機関に運んで治療してもらうことが重要である。このために職員一人ひとりが、トリアージ※の考え方を、研修の機会等を通じ身につけておく必要がある。

※トリアージ…怪我の症状により、治療や搬送の優先順位を付けて負傷者を分類するシステム

○それまでは、庁舎内にいる人材や医薬品、資機材等を使って、出来る限りの対応をしなければならない。このため、医薬品の備蓄、担架や毛布・シート等の確保についても十分に検討し、備えておかなければならない。

## (5) ライフラインやシステムに対する備え

### ① 電力

○電力が停止した場合には、速やかに非常用電源に切り替わり、小林総合庁舎については、最大41時間の運転が可能となっている。  
 ○非常用電源については、通常時の電力使用量をまかなうことはできないため、非常用コンセントに限って使用することとなる。  
 ○このため非常用電源を作動させ、実際にどのコンセントが使用できるか、非常に想定される機器の負荷に対応できるか、確認しておく必要がある。  
 ○さらに、太陽光発電システムなど、災害時にも活用できる他の手段についても、関係部局との協議を行うなど、検討しておく必要がある。

### ② 上下水道等

○小林総合庁舎においては、平成28年度に井水設備改修工事が施され、飲料可能な井水蛇口が、庁舎西側に5つ、各階給湯室に1つずつ、各階男女トイレ洗面用1つずつ設置されている。またトイレ洗浄水も上水道から井水に切り替わっている。  
 ○井水ポンプは非常用電源にも接続されているが、大地震時に損壊した場合には使用できなくなるため、職員は自分の飲料用について3日分程度は各自のロッカー等にストックしておくと安心である。  
 ○しかし、下水道等が浸水を受けた場合や配管が損傷した場合などは、下水道等そのものの機能が停止するため、庁舎の水洗トイレの使用もできなくなる。  
 ○過去の大地震では、避難所の水洗式トイレが断水と下水道の損壊によって使用できなくなり、トイレの不衛生や不便さが原因となって、ストレスの蓄積や飲料水を我慢したことによる、いわゆる「エコノミークラス症候群」に起因する健康被害が出るなど、深刻な問題を引き起こしているため、日頃から緊急時のトイレ確保について検討を行っておくことが重要である。  
 ○下水道等の復旧には相当の時間がかかると予想されるため、既存の洋式トイレに使用できる「災害用トイレセット」（専用のビニール袋や抗菌消臭凝固剤等のセット）を使用する方法がある。災害時には庁舎に避難してくれる住民がいることも考え、必要相当数の購入及び備蓄について検討とともに、これが使えるよう、庁舎内トイレの洋式化も進めておく必要があり、小林総合庁舎はトイレの洋式化を平成28年度に行っている。このほか、仮設トイレの設置等複数のバックアップ措置がとれるよう検討する必要がある。

### ③ 電話・通信

- 電話については、災害時には通じにくくなるため、災害時優先電話を確保しておく必要がある。小林総合庁舎では、西諸県農林振興局に2回線、小林土木事務所に2回線、計4回線の災害時優先電話を確保しているが、庁舎管理を担当する小林県税・総務事務所にも必要な数の回線を確保する必要がある。
- 防災行政無線については、災害時にも有効な通信手段であるが、本局や中継局が被災した場合などは通じなくなる恐れがある。したがって、このような場合も通信体制が機能するよう、衛星携帯電話の配備などバックアップ体制について検討し、対処しておく必要がある。
- 携帯電話や衛星携帯電話については、バッテリーが長く持たないので、非常用の電源（モバイルバッテリー等）を確保しておく必要がある。

### ④ 情報システム

- 本庁には多くの情報システムや県庁LANの中核機能があることから、本庁が被災し、機器の破損や通信ケーブルの破断等があった場合には、県の情報システムの多くは使用できなくなる。  
このため、本庁版BCP及びICT部門のBCP（以下「ICT-BCP」という。）においてこれに対する対策等を規定している。
- 一方、本庁は被災を免れても、西諸県地域が被災し、機器の破損や通信ケーブルの破断等があった場合には、当該地域でのシステムの利用に支障が出ることから、情報システムの継続・早期復旧や、重要業務の継続を図る必要がある。  
このため、地域においてもICT-BCPに定める内容を踏まえ、事前の備え（非常時対応に適切に機能する非常用電源の再整備、各業務の優先順位の整理、本庁との連絡体制の検討等）を行うとともに、復旧行動（被災確認、業者対応等）を十分に把握し、緊急時に実際に行動できるようにしておく必要がある。

### ⑤ 燃料

- 東日本大震災においては、油類の不足が深刻であったため、非常用発電設備に使用する燃料（A重油や軽油）や公務で使う車のガソリンの確保が困難であった、という事実を踏まえ、平常時から必要な対策を講じておく必要がある。
- しかし、燃料については、法律上の規制や予算上の問題等から、県で大量に備蓄することは不可能であるため、県と石油商業組合との協定や石油連盟との覚書に基づき、各事務所周辺の中核給油所や小口燃料配送拠点から、公用車や庁舎の非常用発電機に燃料供給を優先的に受けることのできる体制を構築しているが、今後は、訓練等を通じて、いざという時に迅速に対応できるよう準備をしておくことが望ましい。

○また、公用車についても、燃料計が空になってから給油するのではなく、常に燃料を半分以上にしておくなど、いつ災害が起こっても対応できるよう、いわば移動する備蓄といった発想の転換が必要である。

## (6) 職員や避難者に対する備え

### ① 食料品・飲料水

○災害発生からしばらくの間は、食料の調達ができないおそれがあるので、昼夜勤務する職員や庁舎に避難した人々に対して、簡単に栄養補給ができる食料を備蓄しておく必要がある。

○また、飲料水については、前述のとおりであるが、職員においては、食料についても、3日間程度の食料を各自のロッカーに常時確保しておくことが望ましい。その際、必ずしも備蓄用食品である必要はないので、自分の好きなものを常に3日分程度残した形で回転させていけば良い。

### ② 衣類・避難場所等

○数日間は帰宅できないことも想定し、衣類やタオル、毛布等をその季節に応じて、ある程度備蓄しておく必要がある。職員については、各自のロッカー等に常時保管しておくことが望ましい。

○各庁舎にやむを得ず緊急避難し、帰宅できない人々に対しては、一定期間、避難場所を提供せざるを得ない場合も想定される。その場合は、会議室など適当な場所をいくつか選定し、受け入れ可能な人数を積算しておくとともに、シートや毛布等最低限必要な物資及び避難者に災害関連情報が適時に届くよう携帯ラジオなどの備蓄について検討する必要がある。

### ③ 家族の安否確認

○職員が職務に専念するためには、まず、家族の無事を確認する必要がある。大規模災害発生時などは、一般的の電話はつながりにくくなるため、災害時伝言ダイヤル、災害用伝言板、ツイッターやフェイスブックなどの民間ソーシャルメディア等を活用した非常時の連絡方法、通信手段が全て遮断された場合の参集場所などのルールについて、家族で事前に話し合い、確認しておくことが望ましい。

### 3.1.2 地震や火山噴火（閉庁時）

#### (1) 職員の情報伝達や安否確認に関する備え

##### ① 災害情報の伝達

- 職員は、災害発生時においては、テレビやラジオ等で災害情報を積極的に収集する習慣を身に付けておくことが望ましい。
- また、本県では、「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」のシステムを導入しているので、職員は全員が加入して、災害情報をいち早く収集できるようにしておく必要がある。

##### ② 安否確認の手段

- 各所属毎に職員の安否確認を行えるよう、電話やメール等の連絡網の整備を行っておく。この場合、原則として、担当リーダーが担当内の職員の安否を確認した上で、所属長等へ報告することとし、所属長等は、B C Pに規定する応急業務や非常時優先業務に従事する職員の確保等について、西諸県地域B C P推進会議事務局（後記）が迅速に対応が出来るよう速やかに報告する。
- 大きな災害が発生した場合、電話等が通じない場合もあるので、安否確認メールシステムに全職員が登録し、全庁的に迅速な確認及び対応ができるようにしておくことが望ましい。

#### (2) 緊急の登庁に関する備え

##### ① 職員参集基準の理解

- 災害の種類や程度に応じて職員の参集基準が定められているので、職員は自宅等にいる場合にも参集基準を確認できるようにしておく。特に、管内の市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、地方支部構成所属の全職員が登庁して所定の配置につくことになっているので、留意しておく。

##### ② 安全・迅速な登庁

- 職員は安全かつ迅速に登庁することができるよう、日頃から飲食物等の必要な携行品や交通手段、ルート等の確認を行っておく。また、余震が発生する場合があるので十分に注意する。交通手段については、渋滞等を避けるため、庁舎近隣に居住している職員は、極力マイカー（四輪）は控えることとする。
- 災害発生時に迅速に登庁するためには、自分自身や家族等の安全が確保されることが前提となる。そのためには、各家庭において、可能な限り住宅の耐震化に取り組むとともに、家具の固定、非常持出袋の用意など、必要

な備えをしっかりと行っておくべきである。

- 各所属においては、個々の職員が何分程度で登庁できるか（通常の通勤手段、二輪車、徒歩）、予め把握し、所属毎にまとめておく。特に、各庁舎の近隣に居住している職員については、本人の同意を得て、リストアップし、速やかに登庁できるよう体制を確保しておく。
- また、同じ閉庁時でも、休日と平日夜間とで、管内に居住する職員の数が大きく変わることもあるため、その点にも留意が必要である。
- 遠隔地に居住する職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合、最寄りの公共機関（県の出先機関や市町村役場等）に登庁し、所属長等からの指示を受け、必要な対応を行えるよう体制を確保しておくものとする。
- 職員は、本人や家族が負傷したり、近所での救援活動が必要な場合などは、その旨を上司等に伝え、了承を得るようにする。ただし、どうしても連絡がつかない場合には、それらの対応を行った後、速やかに報告することとする。
- 特に、巨大地震が発生し、宮崎県沿岸部に大津波警報が出た場合には、家族や地域住民とともに高台の安全な場所に一時避難するなど、人命優先の対応を取ることも必要となる。その場合も、できるだけ上司等に連絡し、了承を得ることとする。

### 3.1.3 その他の災害

#### (1) 想定される災害

##### ① 災害の種類や程度

- 突然発生する自然災害としては、地震や火山の噴火、竜巻の発生等が考えられる。
- 火山の噴火については、当面、新燃岳を中心とした霧島連山が要注意であり、気象庁の最新の情報等を基に、噴火の規模や程度等を予測しておく必要があるが、過去の歴史を振り返ると、極端な場合には、前述したシミュレーションのようなこともあり得ると心得ておくべきである。
- 竜巻については、本県は全国的に見ても発生頻度の高い地域であることや、平成18年と令和元年には、延岡市でF2クラスの強い竜巻が発生し、死者や家屋被害などが出たことも踏まえ、今後とも十分に注意する必要がある。
- 台風や大雨については、本県は常襲地帯であるが、さらに近年は地球温暖化に伴って海水温が上昇するなどして、災害が激甚化、頻発化していることに留意しておかなくてはならない。

##### ② 基本的な心構え

- 火山の噴火については、気象庁から出される噴火警報や専門家の意見等を基に、ある程度の事前準備は可能であると思われる所以、噴火の可能性が高まってきた場合には、情報収集に全力を挙げ、初動対応に遅れが出ることのないよう努めなければならない。

- 竜巻の発生については、気象庁からいわゆる竜巻注意情報が出されるが、確率が高いわけではないので、見過ごされる危険性がある。しかし、過去の事例からして、決して油断してはならないこと、発生しなかったとしても空振りで済んで良かったと考える意識を持つことが大切である。
- 台風や大雨については、気象台等からの予報や情報に基づいて、必要な体制を整えておかなければならぬ。平成17年に発生した台風14号においては、県内各地で1,000ミリを超える猛烈な雨が降り、夜間の浸水や避難等で大きな混乱を来たしたので、時間的にも体制的にもある程度余裕を持った準備をしておくことが必要である。

## (2) 必要な備え

基本的には、地震等の場合と同様の備えが必要である。

### ① 開庁時の備え

- 火山の噴火の場合には、大量の火山灰が降ってくる可能性があるので、各自でマスクや傘等を常備しておく。
- 竜巻が発生した場合には、堅固な建物の中で、ガラスの破片等を直接浴びることのないような場所に直ちに避難するとともに、飛散により被害を拡大させる物が周辺に無いかなどの確認を行っておく必要がある。
- 台風や大雨については、強風で窓ガラスが破損したり、庁舎周辺が浸水する危険性があるので、十分に注意しておかなくてはならない。浸水の可能性がある場合には、車両を高台に移動したり、重要書類やパソコン等を高いところに上げておく必要がある。

### ② 閉庁時の備え

- 緊急に登庁する場合には、被災の状況に応じて、十分な注意を払わなければならない。具体的には、大量の降灰に伴う視界不良や道路上のスリップ、台風や大雨の際の突風や浸水など、さまざまな障害が予想されるので、これらに十分留意し、安全に登庁するよう努めなければならない。

## 3.2 深刻な感染症に対して必要なこと

### 3.2.1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく備え

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成25年4月に施行され、同年新型インフルエンザ等対策行動計画（政府行動計画）が示された。その後、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、令和7年3月に宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画を変更し、次の感染症危機に備え、対策の強化を図ることとした。

- 「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」では、各発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じて、

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

の各項目について、実施すべき対策を明記している。

- この中で、県の役割として、

- ①特措法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、全庁での対応体制の構築
- ②医療提供体制の確保及び検査体制の構築
- ③感染症の特徴や病原体の症状に応じた対策の推進
- ④県民への的確な情報提供 等

を掲げており、これらが確実に実施されるような備えをしておく必要がある。

- 各項目において、事前に備えておくべき主な内容は次のとおりである。

①実施体制

- ・国が政府対策本部を設置した場合、県においても知事を本部長とする対策本部を設置する必要があるため、平時から体制や役割について、県庁内各部局との情報共有を図り、対策や連携体制の確認を行う。
- ・国、市町村、指定（地方）公共機関など関係機関と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。

②情報収集・分析

- ・関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

③サーベイランス

- ・感染症有事において、発生の早期探知を行い、情報収集・分析を迅速に行うため、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- ・関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報について、情報提供・共有を行う。
- ・情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有

にいかす体制を整備する。

⑤水際対策

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から検疫所及び医療機関など関係機関と連携し、合同訓練を実施する。

⑥まん延防止

- ・有事において、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

⑦ワクチン

- ・新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう平時から国や市町村と接種体制の構築について確認を進めるとともに、医療機関や卸売販売業者等の事業者においても必要な準備を行うよう求める。

⑧医療

- ・県予防計画及び県医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- ・有事に備え、新興感染症医療コーディネーターを確保し、保健所及び本庁との緊密な関係構築に取り組む。

⑨治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザウイルス薬について、全り患者の治療その他の医療体制に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。

⑩検査

- ・新型インフルエンザ等のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関との検査等措置協定の締結等により、検査体制の確保を図る。

⑪保健

- ・保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1ヶ月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

(※) 「I H E A T」とは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

⑫物資

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・関係機関に対して、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等に

ついて、業務計画を策定する等の十分な事前準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

- なお、管内においては、上記各項目の実施について本庁各部局より要請があつた場合に適切な対策を講じるものとする。

### 3.2.2 各所属において備えておくべきこと

- 職員間で「新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を周知徹底することが重要であり、感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について平時から意識を高めておくべきである。
- 家きん等の鳥インフルエンザや、人の鳥インフルエンザなどの感染症が発生した場合に備え、管内の関係部署と情報の共有を図る体制を確認しておく。
- 国の指針によれば、本人や家族のり患等により、最大で従業員の40%が欠勤することが想定されており、本県においても、半数程度が出勤できないような事態に備えるため、職員の勤務体制や優先業務等について整理し、テレワーク用パソコン等を活用した在宅勤務により、業務の円滑な継続を図ることのできる環境を整備しておく必要がある。
- 職場内で発生した場合に感染の広がりを最小にするよう、罹患した場合はもとより、感染流行時に体調の異変を感じた場合には登庁しないこと、また、有症状、無症状に関わらず、全職員が手洗いやマスク着用等の基本的な感染防止対策を励行する必要がある。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの特定接種の対象となり得る職員に対し速やかに接種が実施できるよう職場体制を確認しておく必要がある。
- 平時から、職場内においてマスクや消毒液等を用意しておくとともに、自然災害と同様、食料や飲料水等についてもある程度の備蓄（職員各自が行うものも含む）をしておく必要がある。
- 職員は、自身及び家族の健康管理に努め、予防接種で予防できる疾病に対しては、体調等を考慮しながら、予防接種を受けることを検討する。

## 3.3 各地域での連携体制

### 3.3.1 情報の共有

- 大規模な災害が発生した場合は、西諸県地域だけで対処することは困難であり、日頃より、本庁B C P推進会議事務局や他地域担当者とも連携しながら、想定される被害や、地域の実情等について、情報の共有化を図るものとする。

### 3.3.2 連携体制の確保

#### ① 職員の応援体制

- 被害が甚大であった場合などは、深刻な人員の不足も考えられるため、本庁

のみならず、被害の少なかった地域から、職員の応援を受けるなどの対策が必要となる。

- 西諸県農林振興局や小林土木事務所等の災害対策業務の比重の大きい所属や、小林保健所等、多くの非常時優先業務のある所属等については、応急業務や非常時優先業務に必要とされる人員が不足する可能性がある。これらの所属については、応援職員を円滑に受け入れられるよう、応援が必要な業務や職員数、収集後の作業場所、職員の受け入れ調整の担当者の選任などについて、マニュアルの整備などの取り組みを進めておくものとする。
- また、職員の応援体制については、地域防災計画における災害対策業務との関係もあるので、その点にも留意しておく。
- 職員の応援体制にあっては、当然に、西諸県地域から他地域へ応援職員を派遣することも考えられるため、その体制についても、本府B C P推進会議事務局などを通じ、他地域と連携を図りながら、調整を行っていくものとする。

## ② 国・市町村や関係機関との連携

- 管内市町村が大きな被害を受けた場合には、管内市町村においても、業務を継続するための人員が不足することが想定されるため、その際には、当該市町村を応援する体制を構築しておく必要がある。
- また、逆に、西諸県地域では、特に平日夜間及び閉庁日において、深刻な人員不足が懸念されるため、西諸県地域版B C Pに規定する応急業務や非常時優先業務、災害対策業務を行うために、前述のとおり、他地域からの応援を必要とする。しかし、インフラの破壊等により、それが期待できない場合には、管内市町村に応援を要請するなどして業務を継続する必要がある。
- 以上を災害時において滞りなく遂行するためには、日頃から管内の国の機関や市町村と被害を想定して、どのような連携が必要かなどの協議を行っておく必要がある。

## 第4章 非常時における業務の円滑な運営

第4章では、これまでに検討したことを基に、重大な危機事象が発生した場合、それぞれの所属庁舎が管内に点在していること、初動において重要となる管内居住者が限られていることといった現状において、職員がどう行動すべきか、さらには、管内市町村との連携をどう図れるかといった、西諸県地域の業務運営をどう行うか等について定めておく。

### 4.1 初動対応

#### 4.1.1 職員の留意事項

重大な危機事象が発生した場合、職員は以下のことについて留意して行動する。

また、県庁非常時体制に移行した場合には、西諸県地域版B C Pの規定に従い、西諸県地域B C P推進会議（後記）並びに上司の指示を受けながら対応する。

##### (1) 開庁時の対応

###### ① 職員・来客等の安全確保

- まずは、自らの安全確保を図り、県職員としての業務が遂行できるよう努める。
- 職員や来客など、他者に対しても円滑な避難誘導や援助ができるよう努める。
- 特に来客に対しては、庁舎に慣れていないため、積極的な声かけ手助けを行う。

###### ② 死傷者等への対応

- 万一、死傷者が発生した場合には、迅速な対応を行う。応急処置、A E Dの使用、救急車の手配など、別に定める実施要領に従って的確に対応する。

###### ③ 被災状況等の報告

- 避難や死傷者への対応を行いつつ、速やかに各出先機関の被災状況や死傷者の状況等を、西諸県地域B C P推進会議事務局（後記）に報告する。
- 報告を受けた事務局は、管内の状況をとりまとめ、本庁B C P推進会議事務局に報告する。なお、被災状況等の報告は迅速性が要求されるため、一定程度の情報がまとまり次第行うものとし、連絡のない出先機関については、必要に応じ事務局から被災状況の確認等を行うための職員を派遣する必要がある。

###### ④ 業務再開への準備

- 特に、地震の場合は余震にも十分注意しながら、執務室内の片付けや清掃を行い、速やかに業務を再開できるよう努める。

###### ⑤ 職場不在の職員の対応

- 出張、休暇等で職場にいない職員は、各自の状況を「職員安否確認メール」により報告（返信）するとともに、担当リーダー等に報告し指示を仰ぐ。（職員安否確認メールに登録していない職員は、他の手段により安否情報等を報告する。）

## (2) 閉庁時の対応

### ① 発災時における職員各自の行動

- まずは、各自の状況を「職員安否確認メール」により報告（返信）するとともに担当リーダー等に報告する。（職員安否確認メールに登録していない職員は、職員安否確認メール以外の手段により安否情報等を報告する。）
- 緊急に登庁する場合は、非常時緊急登庁体制（後記）に基づくものとする。また、その際は、交通手段や途中の安全確保に十分留意する。
- 勤務する庁舎に登庁できない場合は、周辺道路や建物等の安全が確認された後に本庁又はあらかじめ決めていた最寄りの公共機関に登庁するものとし、職場の上司の指示を受けながら行動するものとする。

### ② 登庁した職員の対応

- 登庁した各出先機関の職員は、庁舎等の被災状況を確認し、西諸県地域BCP推進会議事務局に報告する。
- 報告を受けた事務局職員は、本庁BCP推進会議事務局に伝達する。
- 登庁する際の道路等の被災状況についても、応急・復旧対策を行う上で重要な情報となるため、併せて報告するものとする。

## 4.1.2 非常時の初動対応

### (1) 西諸県地域BCP推進会議における初動対応

- 宮崎県地域防災計画では、災対本部の設置を知ったときは、直ちに地方支部を設置し、その旨を災害対策本部長に報告することとされている。
- 地方支部会議では、災対本部会議の内容や指示を受け、県庁非常時体制に移行した場合の対応や、必要な対策の決定等を行う。
- 県庁非常時体制に移行する際は、本庁BCP推進会議議長（知事）より、西諸県地域BCP推進会議議長（地連協会長）に、その旨伝達がなされるので、その場合は、直ちに各所属長に対し、伝達することとする。
- 県庁非常時体制に移行する連絡を受けた場合には、小林総合庁舎内に所在する西諸県地域BCP推進会議委員は、特段の連絡が無い場合でも、できる限り速やかに、2B会議室に参集し、情報の共有や地域における対策の検討等を行うものとする。
- 西諸県地域BCP推進会議委員が出張等で不在の場合は、代理の職員が参集する。
- 閉庁時に発災した場合でも、特に、西諸県地域BCP推進会議委員はできる限り速やかに参集するものとするが、参集することが明らかに困難な場合などに備え、災対本部及び地方支部からの情報をとれる体制を確保するための対策を講じておく。

(2) 総合庁舎等が使用できない場合

○小林総合庁舎や単独庁舎が甚大な被害を受け、業務が遂行できないような場合には、所要の業務を行えるよう、代替施設について、候補リストを作成しておくものとする。

(3) 本庁B C P推進会議との連絡が取れない場合

○非常に大規模な災害が発生し、連絡通信手段が途絶、本庁B C P推進会議との適宜の連絡がとれない場合には、通信手段が回復するまでの間、議長（西諸県農林振興局長）の判断により、西諸県地域版B C Pに規定する応急業務（後記）を行うものとする。

## 4.2 非常時の業務運営

### 4.2.1 県庁非常時体制に移行した場合の対応

県庁非常時体制への移行が決定された場合には、西諸県地域BCP推進会議において、必要な応急業務（後記）の対応等を行う。

災害対策業務は、地域防災計画に基づき各出先機関それぞれが所定の規定に従い、行う。

また、非常時優先業務は、各所属長の判断や指示により行うこととなるが、BCPに規定する応急業務（後記）は、西諸県地域BCP推進会議の指揮のもと必要な対応を行うこととなる。

<参考>県庁非常時体制への移行基準(本庁版BCP P28掲載)

①から⑤のような危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、非常時体制に移行する。

①巨大地震等の大規模災害

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、災対本部が設置され、県内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

②新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症により、総合対策本部が設置され、県内で死者や重症患者が発生し、感染拡大が懸念される場合

③口蹄疫等の家畜伝染病

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病により、対策本部が設置され、県内で患畜が多数発生し、感染拡大が予想され、県民生活や県内経済に広範かつ深刻な影響が懸念される場合

④武力攻撃やテロなど

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、対策本部が設置され、県民の安全確保が必要となる場合

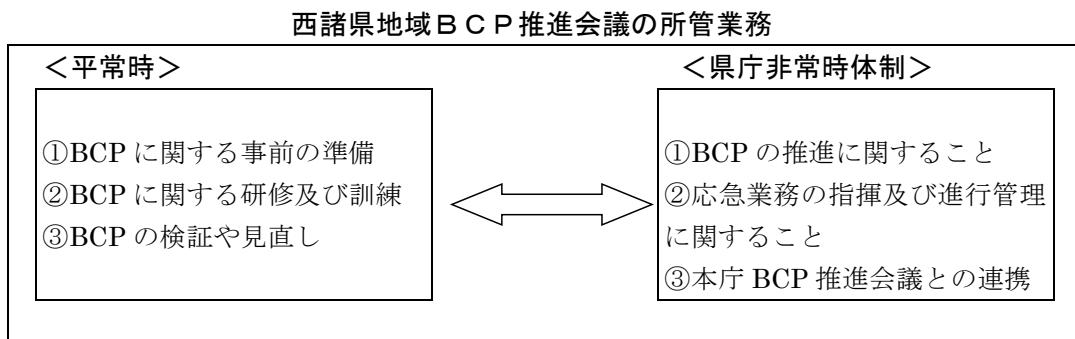
⑤その他の危機事象

①から④以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や県民の安全確保等のため、県庁非常時体制へ移行して対処すべきと知事が判断した場合

#### 4.2.2 西諸県地域BCP推進会議の設置

##### (1) 西諸県地域BCP推進会議の構成・役割

- 平常時から、県庁非常時体制における西諸県地域BCPの推進や応急業務の進行管理等を行うため、「西諸県地域BCP推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。
- 推進会議の構成は、西諸県農林振興局長を議長、小林県税・総務事務所長を副議長、各出先機関の長を委員とする。ただし、議長が必要と認める場合には、他の職員等も入れることができるものとする。
- 県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「西諸県地域BCP推進会議事務局」（以下「事務局」という。）において、地方支部会議との調整を行い、円滑な運営、進行管理等を行う。
- 推進会議の庶務は、西諸県農林振興局総務課において処理する。



##### (2) 西諸県地域BCP推進会議事務局の構成・役割

###### ① 平常時の体制

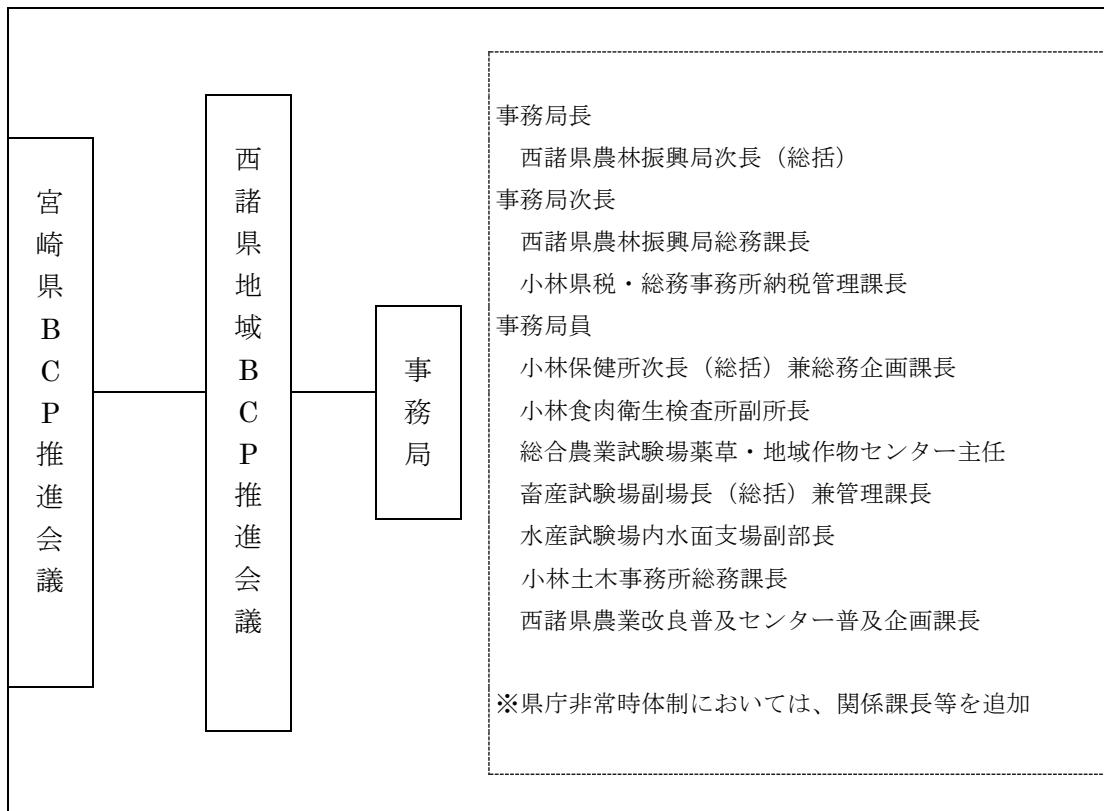
- 事務局では、推進会議で所管する業務に係る調査や、本庁及び各出先機関との調整を行う。
- 事務局の構成は、表（1）のとおりとし、庶務は、西諸県農林振興局総務課において処理する。

###### ② 県庁非常時体制

- 県庁非常時体制では、西諸県農林振興局次長（総括）は地方支部の業務を行う必要があるため、小林県税・総務事務所納税管理課長が事務局長を補佐する。
- 県庁非常時体制では、西諸県農林振興局総務課は地方支部の業務を行う必要があるため、小林県税・総務事務所納税管理課が補佐する。
- 県庁非常時体制においては、危機事象の種類に応じて必要とされる者を事務局として追加できるものとする。
- 県庁非常時体制では、本庁BCP推進会議事務局や各出先機関との連携、災害対策業務との調整等を円滑に進めるため、原則として、BCPの推進にあたる事務局員を複数名指定し、交替で西諸県地域BCP推進会議事務局に常駐させ

- るものとする。
- ただし、対応が長期に渡ることも予想されるので、事務局員は代理の職員と適宜交代しながら業務に当たるものとする。

表（1）西諸県地域BCP推進会議事務局の構成



#### 4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施

##### (1) 通常業務の停止

- 県庁非常時体制に移行した際には、原則として、通常業務を一時停止し、
  - ①地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に定める業務
  - ②B C Pに規定する応急業務
  - ③B C Pに規定する非常時優先業務
- を行うこととする。

##### (2) 応急業務の実施及び進行管理

- 応急業務の内容は、表（2）に示すとおりとし、第1グループ、第2グループに属する業務から取り組むこととする。なお、複数の所属や各部団体が入居している庁舎においては共同して、単独庁舎においてはそれぞれの所属において取り組むこととなる。このため、各庁舎の被災状況の把握と情報の共有が重要となってくる。
- 各所属においては、第1・第2グループに属する業務に従事する職員について、その必要人数や職氏名等を推進会議に報告し、それ以外の職員は、推進会議の指示に従って、必要な他の業務に当たらせることとする。
- 災害が閉庁時に発生した場合や、特に住民の避難等が予想される庁舎においては、所属員だけでの対応が困難なことも予想されるため、その協力体制についても、実施要領に定めるマニュアルの中で検討するものとする。
- 応急業務の進行管理については、推進会議が中心となって行う。
- 各所属においては、それぞれの項目の進捗状況を具体的に報告し、遅れている項目や内容に対しては、推進会議において、必要な措置を講ずるものとする。

##### (3) 非常時優先業務の実施

- 非常時優先業務の内容は、表（3）に示すとおりとする。
- 非常時優先業務については、各所属長の判断や指示により行うが、その状況は、推進会議にも報告するものとする。

##### (4) 職員の健康管理

- 県庁非常時体制における、これらの業務を円滑に進めるために、職員の健康管理に努めなければならない。
- 県庁非常時体制が解除されるまでには長い期間を要することもあるので、職員の勤務ローテーションにも十分配慮をしなくてはならない。
- 特に、24時間体制の勤務が続く場合には、業務の的確な推進と職員の健康管理を図るため、所属長と次長、課長とリーダー、担当者間等において、時間を定めて交互に勤務するような配慮が必要である。

表（2） 県庁非常時体制における応急業務

〈第1グループ〉 直ちに実施する業務
① 庁舎内における死傷者の救護や搬送
② 庁舎に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応
③ 職員の安否確認、初動体制の確立
④ 庁舎における各種インフラや情報通信システムの復旧 ～業務の継続や再開に不可欠なこと～ (電力・上下水道・電話・無線・情報システム 等)
〈第2グループ〉 概ね2～3日中に実施する業務
① 破損した庁舎や設備の応急修理に関すること
② 燃料の確保に関すること
③ 職員等の食料や飲料水の確保に関すること
〈第3グループ〉 概ね1週間以内に実施する業務
① 庁内の執務環境の回復、改善に関すること

表（3） 県庁非常時体制における非常時優先業務

〈第1グループ〉 直ちに実施・再開する業務
① 県民生活の安定に関することで、優先度が極めて高く停止することができないもの
〈第2グループ〉 概ね2～3日中に実施・再開する業務
① 県民生活の安定に関することで、優先度が非常に高いもの ・各種相談業務（窓口の開設）、広聴、物品調達、県営住宅の管理 等
② 各種支払いに関することで、優先度が非常に高いもの
〈第3グループ〉 概ね1週間以内に実施・再開する業務
① 各所属の業務の中で、優先度が高いもの ・県税納期限延長・減免相談、麻薬施用者免許申請受理 等
② 各種支払いに関することで、優先度が高いもの

※災対本部等で実施する「当該危機事象への対応」については、当然ながら所定の規定に沿った体制で優先的に行うものとする。

※具体的な業務については、実施要領に記載する。

#### 4.2.4 平常時からの備え

##### (1) 実施要領の作成

○応急業務や非常時優先業務については、非常時に円滑に進めることができるよう、実施要領を定めておく。この実施要領は、別途記載する所属が中心となって作成するものとするが、その所属のみで対応できないものについては、他の所属も協力する形で作成する。

○この実施要領は、

- ①非常時における具体的な対応方法
- ②そのために必要な人員体制、連携体制
- ③事前に準備しておかなければならないこと
- ④準備を行うための方策、経費、手順
- ⑤各業務の進行管理表やチェックリスト

など、第3章で整理した事前の備えを含めて本府BCP推進会議事務局と協議を行った上でとりまとめ、本府BCP推進会議の承認を受けて、地域版BCPに添付しておくものとする。

##### (2) 応急業務の具体的な内容

○事務局においては、応急業務の具体的な内容についても、必要性を十分に吟味し、本府BCP推進会議事務局と協議を行った上で選定し、本府BCP推進会議の承認を受けて、地域版BCPに添付しておくものとする。

##### (3) 非常時緊急登庁体制の確保

○閉庁時に大きな災害等が発生し、職員が緊急に登庁しなければならない場合に備え、各所属では、管内に居住する職員に対し、本人の同意を得て、特段の支障が無い限り、ただちに登庁できる体制を確保しておくものとする。

○遠隔地に居住する職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合、最寄りの公共機関（県の出先機関や市町村役場等）に登庁し、所属長等からの指示を受け、必要な対応を行えるような体制を確保しておくものとする。

○また、閉庁時に災害が発生した場合に備え、指揮命令系統の体制構築のための具体的な対策について検討するものとする。

○これらの具体的な内容については、事務局が本府BCP推進会議事務局と協議を行った上でとりまとめ、推進会議の承認を受けて、地域版BCPに添付しておくものとする。

##### (4) 県庁非常時体制における事務分掌表の作成

○県庁非常時体制における職員一人ひとりの役割を明確にしておくため、各所属において、事務局と協議を行ったうえで、県庁非常時体制における事務分掌表を整理し、事務局が本府BCP推進会議と協議を行った上でとりまとめ、推進会議の承認を受けて、このBCPに添付しておくものとする。

○事務分掌表の作成にあたっては、災害時等に多数の職員が登庁できないことも考えられることから、職員の居住地域も考慮のうえ、同一業務について、可能な限り複数の職員を充てるようにしておくものとする。

#### (5) 作成・改訂スケジュール

○実施要領や緊急登庁体制のリストなどについては、組織改正や人事異動、予算編成等も踏まえて、毎年度当初に改訂しておく必要がある。したがって、毎年度後半に事務局から各所属に照会を行い、十分に協議を行った上で改訂版を作成し、推進会議（ただし、実施要領、応急業務の内容は本庁BCP推進会議）に諮り、本庁BCP推進会議の承認を受けることとする。

### 4.2.5 庁舎が使用できない場合の対応

#### (1) 判断基準

○小林総合庁舎や他の単独庁舎が著しい損傷を受けたり、周辺が被災して登庁できない状況となるなど、業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。  
○庁舎が使用できないと判断する際の基準は、概ね次のとおりである。

- ①庁舎が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合
- ②各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、庁舎で継続して業務を行うことが困難な場合
- ③周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

#### (2) 代替施設の選定

○代替施設については、次の順に使用可能かどうか検討し、本庁BCP推進会議事務局とも協議のうえ、速やかに決定する。これらについては、使用可能な面積や設備、費用等について、事務局において必要に応じて調査を行い、代替施設候補リストを作つて準備しておく。

##### (小林総合庁舎の代替施設)

- ①小林市内にある県有施設  
[西諸県農業改良普及センター（2階 研修室）]
- ②小林市内にある県有施設  
[小林保健所（2階 多目的ホール）]
- ③小林市内にある県有施設  
[薬草・地域作物センター（1階 研修室）]

## 第5章 地域版BCPの推進と今後の展開

重大な危機事象は、いつどのような形で発生するかわからない。

したがって、計画内容については、速やかに職員への周知を図るとともに、毎年度適切な進行管理や内容の見直し等を行ながら、より充実した内容となるよう本庁版BCPとも調整や連携し、バージョンアップを図っていく必要がある。

また、BCPの策定について、今後、市町村や民間企業等にも広げていく必要がある。

### 5.1 地域版BCPの推進

#### 5.1.1 計画内容の周知と進行管理

- まずは、計画の内容について、職員一人ひとりに十分な理解を得ることが必要である。このため、各所属に設置する危機管理推進員を中心に、定期的に、職場毎の研修や訓練を実施したり、掲示板等を通じ、内容の周知を図って行く。
- 必要な備えについては、毎年度進捗状況を確認し、進行管理を行っていく。
- 県庁非常時体制における業務遂行能力の向上を図るため、毎年度、本庁や他地域とも連携しながら、訓練を実施し、問題点の確認等を行っていく。
- 研修や訓練の実施に当たっては、新たに実施すべきものほか、既に各所属や地連協等で実施している普通救命講習や防火訓練等について、西諸県地域版BCPの内容に即した形で実施内容の見直しを検討していく。

#### 5.1.2 本庁・他地域などとの協力体制

- 県庁非常時体制においては、一つの所属だけで対処することは不可能であり、地域全体での協力体制が不可欠となる。したがって、各所属においては、応急業務や非常時優先業務の中で割り当てられた業務について、責任を持って遂行し合うことや、業務を遂行するための勤務体制に積極的に協力し合うことなどに留意する必要がある。
- 応急業務の中で割り当てられた業務や各所属で実施する非常時優先業務については、責任所属や担当所属だけでは対応できないものもあるので、災害の種類なども考慮した上で、地域内だけでなく、本庁や、比較的被害の少ない地域との連携を視野に入れた実施要領の作成や日頃からの備えに取り組む必要がある。

## 5.2 今後の展開

### 5.2.1 計画内容の検証、見直し

- 計画内容については、毎年度、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行い、より充実した計画へとバージョンアップを図っていく。
- 項目毎の具体的な実施要領についても、毎年度の予算や職員体制等を踏まえながら、必要な改訂を行っていく。

### 5.2.2 市町村や民間企業等への啓発・相談窓口

- 安全で安心な宮崎県をつくるためには、県だけではなく、市町村や民間企業等にもB C Pの趣旨を周知することに努め、それぞれのB C Pを策定していただくことが望ましい。
- そのためには、本庁とも連携を図りながら、管内の市町村や各所属における関係団体、民間企業等への啓発等を行っていくものとする。
- また、市町村等が策定へ向けた検討などを行う際には、事務局が中心となり地域における、相談窓口としての役割も果たしていくこととする。